

裁判員制度

皆さんもご承知のとおり、本年5月21日から新しく始まった裁判員制度は、来年、実施2年目を迎えます。

地方裁判所では、昨年と同様に、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿の中から、くじにより無作為に抽出した名簿を基に、平成22年分の裁判員候補者名簿を作成します。この名簿に登録された人には、名簿記載通知が11月に届きます。

この通知は、平成22年2月ごろから平成23年2月ごろまでの間に、裁判所に出向いて、裁判員に選ばれる可能性があることを事前に知らせ、あわせて心づもりをしてもらうために送るものです。

また、この通知書と合わせて、裁判員になることができない人や1年を通じて裁判員となることができない場合の理由などをお尋ねする調査票も送付します。なお、実際の事件の裁判員候補者を選ばれ

た場合は、具体的な裁判の日程を前提に、あらためて辞退の希望をうかがいます。

裁判員制度の円滑な実施に、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先

岡山地方裁判所事務局
☎086-222-6771

世界エイズデー

12月1日は、世界エイズデーです。

WHO（世界保健機関）が、1988年にエイズまん延防止とエイズ患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的としてこの日を定め、エイズに関する啓発活動の提唱を始めました。

わが国におけるHIV感染者・エイズ患者の新規報告数は、依然として増加傾向にあります。

現在では、HIVは早期発見による適切な治療の効果が高まってきていて、医療機関や最寄りの保健所で検査も受けることができます。

ポリオ予防接種

ポリオは「小児マヒ」と呼ばれ、生ワクチンを口から飲む予防接種です。以前は流行を繰り返していましたが、予防接種の効果で現在は、国内での自然感染は報告されていません。

しかし、現在でもインド、アフリカなどではポリオの流行があり、海外との交流も多い時代なので、予防のためにワクチンを飲んで免疫を付けておきましょう。

- ▷日時 11月4日(水)午後1時30分～2時
- ▷場所 ゆめトピア長船
- ▷対象年齢 生後3カ月～90カ月
- ▷接種方法 6週間以上あけて2回経口投与
- ▷接種料金 無料
- ▷持参するもの ①母子健康手帳
②予診票（記入したもの）
- ▷接種に際してのお願い 発熱や下痢をしているとワクチンの効果が弱まるので、延期してください(予診票は、会場にもあります)。

■問い合わせ先
市健康づくり推進課 ☎0869-26-5962

不正ガソリン110番

不正ガソリンとは、正規のガソリンに、ガソリン以外のもの（灯油やアルコール燃料など）を混ぜて増量したものです。

このようなガソリンを車に使用すると、悪影響があるばかりでなく、揮発油税の脱税行為になる恐れがあります。

次のようなことに気付いたら、不正ガソリン110番に情報をお寄せください。

- 問い合わせ先
備前保健所
☎086-272-5553
- ▽日時 12月4日(金)
午後5～8時
- ▽場所 備前保健所
※検査は予約制です。希望する人は、12月3日(木)の午後5時までに申し込みください。

おいがした

○ガソリンを給油した後、車の調子が何かおかしい

不正ガソリンに関する情報をお寄せください

広島国税局不正ガソリン110番

☎0120-283-110



■問い合わせ先

広島国税局消費税課
☎082-221-9211

オンライン請求

自宅や会社のパソコンから、オンラインによる土地・建物や会社の登記事項証明書の送付請求ができるようになっていきます。

オンラインによる登記事項証明書の請求手数料は700円で、返信郵送料は法務局負担で不要です。窓口請求と通常の郵送請求は1,000円

で、郵送請求の返信郵送料は、請求者の負担となります。

また、オンラインによる不動産登記や会社・法人登記の申請も可能です。登記内容により最大5,000円の登録免許税が安くなります。

ぜひ、オンラインでの証明請求、登記申請をご利用ください。詳しい利用方法などについては、法務局ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

岡山地方法務局備前支局
☎086-64-2770
ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/>



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます 一年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成21年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に社会保険庁から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、

今年初めて国民年金保険料を納付する人については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤルまたは社会保険事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ先

専用ダイヤル
☎0570-070-117
岡山東社会保険事務所
☎086-270-7928

